

【自己負担割合】

75歳以上(後期高齢者/65歳以上の寝たきり等の障害認定の患者を含む)	低所得・一般Ⅰ:1割	一般Ⅱ:2割	現役並所得:3割
70～74歳(高齢受給者)	2割		現役並所得:3割
6歳4月(義務教育就学以降)～69歳	3割		
6歳3月末以前(義務教育就学前)	2割		

【自己負担限度額】

<70歳未満の者>

	自己負担限度額	多数該当(※1)	特記事項欄の記載	
			多数該当以外	多数該当
●区分ア 標準報酬月額83万円以上	270,300円+(医療費－901,000円)×0.01	140,100円	26区ア	31多ア
●区分イ 標準報酬月額53万～79万円	179,100円+(医療費－597,000円)×0.01	93,000円	27区イ	32多イ
●区分ウ 標準報酬月額28万～50万円	85,800円+(医療費－286,000円)×0.01	44,400円	28区ウ	33多ウ
●区分エ 標準報酬月額26万円以下	61,500円	44,400円	29区エ	34多エ
●区分オ 低所得(住民税非課税)	36,900円	24,600円	30区オ	35多オ
高額長期疾病患者の自己負担限度額(月額):10,000円 ただし、人工透析を要する上位所得者については20,000円			02長 16長2	(※2)

<高齢受給者>

	自己負担限度額		多数該当(※1)	特記事項欄の記載	
	世帯単位(入院・外来)	個人単位(外来)		多数該当以外	多数該当
●現役並所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上	270,300円+(医療費－901,000円)×0.01		140,100円	26区ア	31多ア
●現役並所得者Ⅱ 標準報酬月額53万～79万円	179,100円+(医療費－597,000円)×0.01		93,000円	27区イ	32多イ
●現役並所得者Ⅰ 標準報酬月額28万～50万円	85,800円+(医療費－286,000円)×0.01		44,400円	28区ウ	33多ウ
●一般 標準報酬月額26万円以下	61,500円	22,000円	44,400円	29区エ	34多エ
●低所得Ⅱ (住民税非課税)	25,700円	11,000円	24,600円	30区オ	
●低所得Ⅰ (住民税非課税・所得が一定以下)	15,700円	8,000円		30区オ	
高額長期疾病患者の自己負担限度額(月額):10,000円 ただし、人工透析を要する上位所得者については20,000円				02長(※2) 16長2	

<後期高齢者>

	自己負担限度額		多数該当(※1)	特記事項欄の記載	
	世帯単位(入院・外来)	個人単位(外来)		多数該当以外	多数該当
●現役並所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上	270,300円+(医療費－901,000円)×0.01		140,100円	26区ア	31多ア
●現役並所得者Ⅱ 標準報酬月額53万～79万円	179,100円+(医療費－597,000円)×0.01		93,000円	27区イ	32多イ
●現役並所得者Ⅰ 標準報酬月額28万～50万円	85,800円+(医療費－286,000円)×0.01		44,400円	28区ウ	33多ウ
●一般Ⅱ 課税所得28万円以上	61,500円	22,000円	44,400円	41区力	43多力
●一般Ⅰ 課税所得28万円未満	61,500円	22,000円	44,400円	42区キ	44多キ
●低所得Ⅱ (住民税非課税)	25,700円	11,000円	24,600円	30区オ	
●低所得Ⅰ (住民税非課税・所得が一定以下)	15,700円	8,000円		30区オ	
高額長期疾病患者の自己負担限度額(月額):10,000円				02長(※3)	

※1 多数該当 ⇒過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当する場合

※2 自己負担額が限度額10,000円または20,000円を超えない場合は特記事項の記入は不要です。

※3 自己負担額が限度額10,000円を超えない場合は特記事項の記入は不要です。